

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第28号

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則（平成15年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	備考
パーソナルコンピュータ	1台1時間	円 <u>120</u>	<u>インターネット コーナー貸 出用パーソナ ルコンピュー タ</u>	1台1時間	円 <u>110</u>	<u>研修 会、 講習 会等 に限 り対 象と し、 一般 開放 によ る使 用は 無料 とす る。</u>

音響システム	一式1 時間	140	モノクロプリンター	1枚	20	
プロジェクター	1台1 時間	170	カラーレーザープリンター	1枚	110	
			動画編集装置	一式1 時間	1,080	
			画像編集装置	1台1 時間	110	
			多次元動的ベクトル編集装置	一式1 時間	2,160	
			情報入力端末	1台1 時間	120	
			個体出力装置	一式1 時間	1,340	
			テレビ会議室システム	一式1 時間	860	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。